

# 浄化槽保守点検業者 登録の手引

令和5年2月

青森市 環境部 廃棄物対策課

## はじめに

青森市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする方は、青森市長の登録が必要です。

本手引では、浄化槽保守点検業に係る登録制度の手続きについて説明します。

本手引において条例とは「青森市浄化槽保守点検業者登録条例」を、規則は「青森市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」をいいます。

## 目次

1	登録の対象	2
2	登録の条件	2
3	手続きの種類	2
4	手続きの手数料	3
5	登録申請窓口	3
6	申請方法及び登録済通知書の交付	3
7	手続きの流れ	3
8	申請書類の作成	4
9	器具の基準等	7
10	保守点検業者の遵守事項	8
11	申請、届出に係る様式の記入例	9
12	様式	9

## 1 登録の対象

青森市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする方

## 2 登録の条件

(1) 県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること（条例第 11 条第 1 項）

(2) 営業所ごとに規則で定める器具を備えていること（条例第 11 条第 2 項、規則第 6 条）

(3) 登録申請者が、条例で定める欠格要件に該当しないこと、また、申請書及びその添付書類について重要な事項に、虚偽の記載がなく、かつ重要な事実の記載が欠けていないこと（条例第 6 条第 1 項）

## 3 手続きの種類

### (1) 登録

青森市の区域内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は 3 年です。

### (2) 更新の登録

登録の有効期間満了後も引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合には、有効期間満了までに更新の登録を受けなければなりません。

### (3) 変更の届出

青森市に登録した事項に変更があった場合、変更の日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。届出の対象となる事項については、5 ページの 8(2) を参照のこと

### (4) 廃業等の届出

浄化槽保守点検業者が、浄化槽保守点検業を廃止又は、法人が破産手続き開始の決定により解散した等の事由に該当した場合に、該当した日から 30 日以内に市長へ届け出なければなりません。届出の必要のある事由及び届出する者の詳細については、7 ページの 8(3) を参照のこと

#### 4 手続きの手数料

##### (1) 手数料

登録（更新の登録含む）手数料：33,000円

##### (2) 手数料の納付方法

納入通知書は下記の登録申請窓口で申請時にお渡ししますので、青森市役所駅前庁舎内にある金融機関または会計課窓口にて、現金でお支払いいただきます。

お支払い後、同日に、登録申請窓口で領収書の写しを取りますので、領収書をご持参ください。

#### 5 登録申請窓口

青森市環境部 廃棄物対策課 廃棄物対策チーム

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎 3階

☎：017-718-1086 FAX：017-718-1166

#### 6 申請方法及び登録済通知書の交付

##### (1) 申請方法

・申請は予約制ですので、予め上記の登録申請窓口へお電話で予約のうえ、来庁してください。

※申請は、郵送での受付はしていません。

##### (2) 登録済通知書の交付

・登録済通知書の交付は、原則、上記の登録申請窓口で行います。

※青森市内に営業所がないなど、来庁できない場合は、ご相談ください。

#### 7 手続きの流れ

##### (1) 登録・更新の登録の場合

①申請書の作成

②申請日時の予約

③申請（来庁）

④現地審査

（登録要件を満たしているかを審査します。）

⑤登録済通知書の交付

※標準処理期間は 30 営業日とし、その中には申請書受理後に書類の修正・不足書類の追加に要した期間は含まれません。

(2) 変更の届出・廃業等の届出

- ①届出の作成
- ②届出の予約
- ③届出（来庁）
- ④登録済通知書の交付

8 申請書類の作成

登録申請（更新の登録含む）、変更の届出、廃業等の届出を行う場合は、以下の書類を作成し、1部提出してください。様式は、廃棄物対策課に取りに来ていただくか、青森市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 登録・更新の登録の場合

書類の名称等		要否		備考
		個人	法人	
「浄化槽保守点検業者登録申請書」 様式第1号(P17-18)		○	○	更新の登録申請書を兼ねる
添 付 書 類	「誓約書」 様式第2号(P19)	○	○	登録申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面(法人の場合は、代表者が誓約すること)
	「器具明細書」 様式第3号(P20)	○	○	営業所ごとに別葉とすること
	登録申請者の住民票の写し	○		本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
	登録申請者の定款又は寄付行為		○	原本証明がされているもの
	登録申請者の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		○	※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
	浄化槽管理士の住民票の写し	○	○	本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
	浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し	○	○	

書類の名称等		要否		備考
		個人	法人	
添 付 書 類	登録の有効期間中における浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講計画を記載した書面	○	○	更新の登録の場合は、研修の受講実績を確認するため修了証書の写しも合わせて提出してください。
	営業所の所在地の周辺の見取図	○	○	
	現に受けている登録に係る登録番号、登録の年月日及び有効期間を記載した書類	○	○	登録済通知書の写し ※更新の登録の場合に限る。
	申請者の法定代理人の住民票の写し	○		本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること ※申請者が未成年で法定代理人が、個人の場合に限る。
	申請者の法定代理人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		※申請日より3カ月以内に発行されたものであること ※申請者が未成年で法定代理人が、法人の場合に限る。

※住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。やむを得ず個人番号の記載があるものを添付する場合は、個人番号部分を切り取るか黒塗りしてください。

(2) 変更の届出（下記の変更があった日から30日以内）

変更事項	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
	「浄化槽保守点検業者登録事項変更届」様式第10号(P24)		○	○	
登録業者の氏名	添 付 書 類	登録業者の住民票の写し	○		本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
登録業者の名称又は代表者の氏名		登録業者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	※申請日より3カ月以内に発行されたものであること

変更事項	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
登録業者の住所	添	登録業者の住民票の写し	○		本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
		登録業者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
営業所の名称	付	なし	○	○	
営業所の所在地		営業所の所在地の周辺の見取図	○	○	新たな営業所を設置した場合に限る。
		「器具明細書」様式第3号(P20)	○	○	
役員		①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)			○
	②誓約書			○	新たに役員になった者がある場合に限る。
浄化槽管理士の追加	書	①浄化槽管理士の住民票の写し	○	○	本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
		②浄化槽管理士の免状の写し	○	○	
		③登録の有効期間中における浄化槽の保守点検の業務に関する研修の受講計画を記載した書面	○	○	追加となる浄化槽管理士が既に研修を受講している場合は、修了証書の写しを添付してください。
浄化槽管理士の抹消	類	なし	○	○	
未成年者の法定代理人		住民票の写し	○		本籍地が記載されているもの ※申請日より3カ月以内に発行されたものであること
		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		※申請日より3カ月以内に発行されたものであること

(3) 廃業等の届出（下記の事実があった日から 30 日以内）

廃業等の届出事由	書類の名称等		要否		備考
			個人	法人	
	「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」様式第 11 号(P25)		○	○	
死亡した場合	届出をしなければならぬ者	相続人	○		
法人が合併により消滅した場合		法人を代表する役員であった者		○	
法人が破産手続開始の決定により解散した場合		裁判所が選任した破産管財人		○	
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合		清算人		○	
業を廃止した場合		浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人を代表する役員	○	○	

9 器具の基準等

器具の名称	例
1 水準器	
2 温度計	通常の使用状態における水温及び気温を測定できるもの
3 透視度計	50cm 又は 100 cmのもの
4 溶存酸素計	Doメーター
5 水素イオン濃度指数測定器具	pHメーター
6 亜硝酸性窒素測定器具	GR 試薬
7 塩素イオン濃度測定器具	塩素イオンメーター

器具の名称	例
8 残留塩素測定器具	比色法にあつては比色管
9 汚泥沈殿率測定器具	1ℓのメスシリンダー
10 スカム厚及び汚泥厚測定器具	合理的にスカム厚及び汚泥厚が測定できるもの

## 10 保守点検業者の遵守事項

- (1) 「浄化槽保守点検業者登録票」(標識)を、営業所ごとの見やすい場所に掲示すること(条例第13条、様式第5号 P21)
- (2) 職務を行うときは、浄化槽管理士証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること(条例第12条第4項、様式第9号 P23)  
 ※浄化槽管理士証は、規則第7条において浄化槽保守点検業者が作成するもののほか知事の告示により公益財団法人日本環境整備教育センターの発行する浄化槽管理士証を指定している。(昭和61年7月青森県告示第545号)
- (3) 保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条に定められた保守点検の技術上の基準に基づいて行うこと(浄化槽法第8条)
- (4) 保守点検の回数は、環境省関係浄化槽法施行規則第6条に定められた期間ごとに一回以上行うこと(浄化槽法第10条)
- (5) 保守点検は、浄化槽管理士が行うか、若しくは実地に監督すること(条例第12条第1項)
- (6) 保守点検を行った場合において、清掃が必要であると認められるときは、速やかにその旨を浄化槽管理者及び委託を受けている浄化槽清掃業者に通知すること(条例第12条第3項)
- (7) 保守点検を行った場合において、記録表を交付するときは浄化槽管理者に対し、その内容を説明すること(環境省関係浄化槽法施行規則第5条第3項)

- (8) 保守点検の記録票、帳簿を3年間保存すること（環境省関係浄化槽法施行規則第5条第8項及び第9項、条例第14条、様式第6号 P22)
- (9) 登録内容に変更が生じた場合、30日以内に「浄化槽保守点検業者登録事項変更届」を添付書類とともに提出すること（条例第7条、様式第10号 P24)
- (10) 浄化槽管理士に関する以下の研修を登録の有効期間につき一回以上受けさせるよう努めること(条例第12条第2項)
  - ・ 一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行う浄化槽の保守点検に関する研修
  - ・ 上記の研修に相当するものとして市長が適当と認める研修
- (11) 毎年5月31日までに前年度の「浄化槽保守点検業者年間実績報告書」を提出すること(規則第10条、様式第12号 P26)
- (12) 浄化槽保守点検業を廃業した場合、30日以内に「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」を提出すること(条例第8条、様式第11号 P25)
- (13) 浄化槽関係法令を遵守すること

#### 1.1 申請、届出に係る様式の記入例

- (1) 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（様式第1号） P11-12
- (2) 誓約書（様式第2号） P13
- (3) 器具明細書（様式第3号） P14
- (4) 浄化槽保守点検業者登録事項変更届（様式第10号） P15
- (5) 浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第11号） P16

#### 1.2 様式

- (1) 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書（様式第1号） P17-18
- (2) 誓約書（様式第2号） P19

- (3) 器具明細書 (様式第 3 号) P 20
- (4) 浄化槽保守点検業者登録票 (様式第 5 号) P 21
- (5) 帳簿 (様式第 6 号) P 22
- (6) 浄化槽管理士証 (様式第 9 号) P 23
- (7) 浄化槽保守点検業者登録事項変更届 (様式第 10 号) P 24
- (8) 浄化槽保守点検業者廃業等届出書 (様式第 11 号) P 25
- (9) 浄化槽保守点検業者年間実績報告書 (様式第 12 号) P 26

個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入すること。

様式第1号 (第11条関係)

(表面)

令和〇年 〇月 〇日

青森市長 様

申請者 住 所 青森市△△〇丁目〇番〇号  
 氏 名 株式会社□□  
 代表取締役 青森 太郎  
 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者登録(更新登録)申請書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項(第3条第3項)の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

個人事業主の方の場合は商号があればそれも記入してください。

1. 名 称(商号)	株式会社□□	
2. 氏 名 (法人は、代表者の氏名)	代表取締役 青森 太郎	
3. 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 青森市△△〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
4. 法定代理人 (申請者が未成年である場合)		
名 称		
氏 名 (法人は、代表者の氏名)		
住 所		
役員の名		
5. 営 業 所		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
株式会社□□青森営業所	青森市△△〇丁目〇番〇号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
株式会社□□弘前営業所	弘前市△△〇丁目〇番〇号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		- -
6. 役 員		
氏 名	氏 名	
代表取締役 青森 太郎		
取締役 青森 花子		
監査役 青森 一郎		

監査役の方も忘れず記入してください。

(裏面)

7. 浄化槽管理士		
氏名	免状の交付番号	所属営業所の名称
青森 二郎	第〇〇〇〇〇号	株式会社□□ 青森営業所
青森 三郎	第〇〇〇〇〇号	株式会社□□ 青森営業所
青森 四郎	第〇〇〇〇〇号	株式会社□□ 弘前営業所

誓 約 書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約します。

令和〇年 〇月 〇日

青森市長 様

申請者 住 所 **青森市△△〇丁目〇番〇号**

氏 名 **株式会社□□**  
**代表取締役 青森 太郎**

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

器具明細書

氏名 (法人にあつてはその名称) **株式会社〇〇 青森営業所**

器具の名称	形式、仕様等	数量
1. 水準器	平形水準器 感度0.05mm/m 等	〇台
2. 温度計	アルコール式 (-20°C~100°C) 等	〇本
3. 透視度計	アクリル製 30cm 等	〇本
4. 溶存酸素計	電極式 (株)〇〇 DO-△△ 等	〇台
5. 水素イオン濃度指数測定器具	ガラス電極方式 (株)〇〇 PH-△△ 等	〇台
6. 亜硝酸性窒素測定器具	(株)〇〇 GR指示薬 等	〇台
7. 塩素イオン濃度測定器具	(株)〇〇 モール法 等	〇台
8. 残留塩素測定器具	(株)〇〇 DPD法 等	〇台
9. 汚泥沈殿率測定器具	アクリル製メスシリンダー 1,000ml 等	〇本
10. スカム厚及び汚泥厚測定器具	(株)〇〇 1m 等	〇本

登録内容に変更が生じた日から  
30日以内に提出してください。

令和〇年 〇月 〇日

青森市長 様

届出者 住 所 **青森市△△〇丁目〇番〇号**  
氏 名 **株式会社□□**  
**代表取締役 青森 太郎**  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

浄化槽保守点検業者登録事項変更届

登録事項に変更があつたので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録番号及び 登録年月日	<b>青森市長 △-第 △△ 号・ 令和〇年 〇月 〇日</b>		
2 変更年月日	3 変更事項	4 変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
<b>令和〇年〇月〇日</b>	<b>浄化槽管理士の追加</b>	<b>青森 一郎 青森 二郎</b>	<b>青森 一郎 青森 二郎 青森 三郎</b>

「浄化槽管理士の追加」「代表者及び役員」  
等から該当するものを記入してください。

法人における役員変更の場合は、  
登記した日を記入してください。

廃業等の日から30日以内に提出してください。

令和〇年 〇月 〇日

青森市長 様

届出者 住 所 **青森市△△〇丁目〇番〇号**  
 氏 名 **株式会社□□**  
**代表取締役 青森 太郎**  
 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

浄化槽保守点検業者に廃業等があつたので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 廃業等をした浄化槽 保守点検業者の氏名 又は名称及び法人にあつて は代表者の氏名	<b>株式会社□□</b> <b>代表取締役 青森 太郎</b>
2 登録番号及び登録の 年月日	<b>青森市長△-第△△号・令和〇年 〇月 〇日</b>
3 廃業等の年月日	<b>令和〇年〇月〇日</b>
4 廃業等の内容	<b>合併による法人の解散</b>
5 廃業等をした浄化槽 保守点検業者と届出 者の関係	「合併による法人の解散」「事業転換による業の廃止」等から該当するものを記入してください。

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者登録(更新登録)申請書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項(第3条第3項)の規定による登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 名 称(商号)			
2. 氏 名 (法人は、代表者の氏名)			
3. 住 所	〒		
	電話番号 - -		
4. 法定代理人 (申請者が未成年である場合)			
名 称			
氏 名 (法人は、代表者の氏名)			
住 所			
役員の氏名			
5. 営 業 所			
名 称	所 在 地	電 話 番 号	
		- -	
		- -	
		- -	
6. 役 員			
氏 名		氏 名	
-----		-----	
-----		-----	
-----		-----	
-----		-----	

(裏面)

7. 浄化槽管理士		
氏名	免状の交付番号	所属営業所の名称

誓 約 書

青森市浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約します。

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

器具明細書

氏名 (法人にあつてはその名称)

器具の名称	形式、仕様等	数量
1. 水準器		
2. 温度計		
3. 透視度計		
4. 溶存酸素計		
5. 水素イオン濃度指数測定器具		
6. 亜硝酸性窒素測定器具		
7. 塩素イオン濃度測定器具		
8. 残留塩素測定器具		
9. 汚泥沈殿率測定器具		
10. スカム厚及び汚泥厚測定器具		

様式第5号 (第11条関係)

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	青森市長 一 第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
専任の浄化槽管理士の氏名	

40センチメートル以上

35  
センチメートル以上

様式第6号 (第11条関係)

					整理番号	
1 浄化槽管理者						
氏名又は名称						
住 所		〒 (電話番号)				
2 浄 化 槽						
設 置 場 所		年 月設置				
型 式		処理方式	単独処理・合併処理	処理対象人員 (流入汚水量)	人槽 ( m3)	
3 浄化槽清掃業者						
氏名又は名称						
住 所		〒 (電話番号)				
4 保守点検の記録						
実施年月日	担当浄化槽管理士の氏名			実 施 結 果	措 置	
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						

		第	号
<p>(写真ちょう付欄)</p>	浄化槽管理士証		
	氏名		
		年	月 日生
	浄化槽管理士免状の交付番号 第 号		
上記の者は、浄化槽管理士として浄化槽の保守点検の業務に従事する者であることを証明する。			
		年	月 日
浄化槽保守点検業者			
		住	所
		氏名又は名称	
			印
9センチメートル			
			6センチメートル

年 月 日

青森市長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽保守点検業者登録事項変更届

登録事項に変更があつたので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号及び登録年月日 1	青森市長 一第 号・ 年 月 日		
2 変更年月日	3 変更事項	4 変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後

年 月 日

青森市長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

浄化槽保守点検業者に廃業等があつたので、青森市浄化槽保守点検業者登録条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>1 廃業等をした浄化槽 保守点検業者の氏名 又は名称及び法人にあつて は代表者の氏名</p>	
<p>2 登録番号及び登録の 年月日</p>	<p>青森市長 一第 号・ 年 月 日</p>
<p>3 廃業等の年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>4 廃業等の内容</p>	
<p>5 廃業等をした浄化槽 保守点検業者と届出 者の関係</p>	

様式第12号（第11条関係）

浄化槽保守点検業者年間実績報告書（                      年度分）

				氏名又は名称		登録番号	一第号	営業所名		
番号	建築物の名称	浄化槽管理者	浄化槽の設置場所	処理方式	処理人員	設置年月	保守点検回数	担当浄化槽管理士	清掃の必要性の通知	浄化槽清掃業者の氏名
				単独・合併	人槽	年 月	回		回	
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						
				単独・合併						